

(別紙1)

仕 様 書

委託業務名 京都市・京都府屋外出展基本設計業務委託(2027年国際園芸博覧会)

履行場所 市内一円

履行期間 契約日の翌日から令和8年3月25日(水)まで

1. 総則

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携(令和7年2月 京都市)※」に準拠するものとする。なお、改訂版が示された場合は、本業務に反映させること。

※ 共通仕様書は、「土木設計業務等共通仕様書」に準拠する。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

2. 技術者及び業務実績の要件

本業務においては、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をそれぞれ配置するものとする。担当技術者が複数となる場合は、主担当となって業務に携わる者1名を、主たる担当技術者として定めること。

管理技術者には、次の各号のいずれかの資格を有する者を配置することとする。

1 技術士 (建設部門 - 都市及び地方計画)

2 技術士 (総合技術監理部門 - 都市及び地方計画)

3. 業務内容

本業務では、令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会(以下「博覧会」という。)において、京都市と京都府が共同出展する屋外出展の基本設計を行う。具体的な作業内容は、以下に示すとおりである。

(1) 屋外出展の基本設計

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が示す基準等を踏まえ、以下に掲げる各項目を満たす屋外出展の基本設計を行うこと。

- ・ 屋外出展の内容は、「京都が誇る日本庭園文化※1及び京都府内各地の魅力※2が一体化した庭園風の雨庭※3」とする。
- ・ 屋外出展の面積は100㎡とする。
- ・ 博覧会の開催期間(令和9年3月19日～同年9月26日)に観賞価値が高まるように配慮すること。
- ・ 夜間のライトアップが行われることも踏まえた意匠とするほか、照明設備を導入すること。
- ・ 博覧会の開催期間中に、季節の移ろいが感じられるように配慮すること。

※1 景石、州浜、植栽を主体とした日本庭園風の意匠とすること。

※2 「まるっと京都」の考え方を元に、京都府内各地の魅力(海・森・お茶・竹等)を意匠に反映すること。

まるっと京都:府市連携による周遊観光を一層推進していく取り組みのキャッチコピー
<<https://www.kyoto-kankou.or.jp/news/52>>

※3 地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、徐々に地中に浸透させる構造を持った植栽空間のことをいう。ただし、本共同出展においては、地下部は整備しないこととする。
参考URL<<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000291580.html>>

(2) 関係団体との調整

設計にあたっては、協力先である関係団体との調整を適宜行うこと。以下に、具体的な関係団体を示す。

- ・京都市都市緑化協会
- ・京都造園建設業協会

(3) 基本設計図の作成

基本設計図を作成すること。必要な成果物は、本書「4. 成果物」に示す。

(4) 鳥瞰図(イメージパース)の作成

完成の鳥瞰図(イメージパース)を作成すること。分量はA4サイズ1ページ程度でカラーとする。

(5) 概算工事費の算出

概算工事費を算定すること。また、単価の根拠資料を提出すること。

(6) 打合せ

契約時、中間、完成前も打合せを原則として行うこと(計3回)。

4. 成果物

本業務で納品する成果物は以下に示すとおりとする。履行期間中に使用する資料については部分引き渡しを行うこととし、その際の様式や部数については、発注者と協議して定めるものとする。なお、成果を令和7年12月15日までに2027年国際園芸博覧会協会あて提出する必要があるため、庁内の合意形成に必要な期間を考慮し、令和7年11月15日までに成果を取りまとめるものとする。

業務完了時には、業務報告書2部に加え、収集・作成したデータについて、画像又は編集可能な形式(Wordファイル等)で作成した元データと、PDF形式のデータとを合わせて、CD-Rに収録のうえ提出すること。

成果物		内容
基本設計図	全体平面図	作品全体の配置がわかる図(要着色)
	主要断面図	主要部分の断面図
	立面図	2方向以上で観賞高のわかる図
	基盤平面図	土留め、盛土、切土、雨水排水などがわかる図
	施設平面図	資材や施設等の素材やサイズ、 資材や施設等の設置方法がわかる図
	設備平面図	給排水と電気等の位置図

	主要詳細図	基盤、施設、設備などの図
	植栽平面図	植物材料の名称と数量(㎡、株数) ※木本の場合は、高さを記載
	植え替え数量表	植え替えを行う植物名、品種名、規格等
	施設・素材等調書	素材名、詳細規格や製品名
	鳥瞰図(イメージパース)	作品のイメージが分かるスケッチ(要着色)
	概算工事費	概算工事の算出及び単価根拠資料

5. 土木設計業務等委託必携関係

(1) 打合せ(共通仕様書 第1111条関係)

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ、成果物納入時の各1回を基本とする。
そのほか、業務上の必要に応じて適宜打合せ・協議を行い、発注者の指示により業務を進めることとする。

(2) 電子納品(共通仕様書 第1117条関係)

本業務は電子納品対象業務とする。ここでいう電子成果物とは、「京都市建設局電子納品実施要領(業務編)(令和6年3月版)」(以下「要領」という。)に基づき作成された電子データをいう。なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

成果物は、要領に基づいて作成した電子成果物を電子媒体で1部提出するとともに、紙媒体1部を納品する。

成果物の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

(3) 前払金(契約書 第40条関係)

前払金は、請負代金の30%以内とする。